

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2963号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「本人開示請求者に係るケース記録（平成29年10月12日から令和元年8月27日分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2963号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2963	令和元年9月12日	令和元年9月25日	令和元年10月25日	令和元年11月22日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2963	「本人開示請求者に係るケース記録（平成29年10月12日から令和元年8月27日分）」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人開示請求者以外の個人の氏名、電話番号及び職業 <p>（本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</p> <p>条例第22条第7号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容 <p>（任意の協力を得て収集した情報及びそれに係る連絡調整の内容であり、開示することで関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られなくなるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人本人に対する評価・判定・所見 	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
		及びそれに関する協議内容 （審査請求人に関する率直な評価・判定・所見を記載したものであり、開示することで審査請求人との認識が異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。）	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2963	<p>《生活保護に係る事務について》</p> <p>横浜市では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、実態を把握するための調査を行い、生活保護の要否の決定を行う。生活保護の決定後は、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。</p> <p>福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、平成29年10月12日から令和元年8月27日までのケース記録である。</p> <p>ケース記録は、「ケース記録票」、「面接記録票」、「開始記録票（単身用）」、「基準改定シート」、「援助方針確認シート」、「病状調査記録票（外来用）」、「資産台帳」、「他法台帳」等で構成されている。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、「面接記録票」に記録された扶養義務者の職業部分（以下「非開示情報1」という。）、「資産台帳」及び「他法台帳」に記録された地区民生委員の氏名及び電話番号（以下「非開示情報2」という。）並びに「ケース記録票」に記録された審査請求人以外の個人の氏名（以下「非開示情報3」という。）については、条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。</p> <p>また、「ケース記録票」及び「病状調査記録票（外来用）」に記録された医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容（以下「非開示情報4」という。）、「開始記録票（単身用）」、「資産台帳」、「他法台帳」、「基準改定シート」及び「援助方針確認シート」に記録された訪問格付（根拠を含む。）（以下「非開示情報5」という。）、「開始記録票（単身用）」に記録された就労支援プログラムの選定の有無及び「ケース記録票」に記録された担当ケースワーカー等の所見（以下「非開示情報6」という。）、「開始記録票（単身用）」、「援助方針確認シート」及び「ケース記録票」に記録された援助に関する留意事項（以下「非開示情報7」という。）並びに「開始記録票（単身用）」、「資産台帳」、「他法台帳」、「基準改定シート」及び「援助方針確認シート」に記録された世帯類型（以下「非開示情報8」という。）を同条第7号に該当するとして、それぞれ非開示としている。</p> <p>《条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報1について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報1には、審査請求人の扶養義務者の職業が記録されていた。実施機関の説明によれば、これらの情報は、審査請求人が以前生活保護を受</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2963</p>	<p>給していた自治体から入手した情報を記録した部分であり、審査請求人から聞き取った内容ではないとのことであった。よって、非開示情報1は、当該扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>イ 非開示情報2について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報2には、審査請求人の居住地区の担当民生委員の氏名及び電話番号が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討する。</p> <p>民生委員は、地域住民の立場から担当区域の住民に係る生活及び福祉全般に関する相談、援助等の活動をする非常勤特別職の公務員である。実施機関の説明によれば、相談を希望する地域住民には担当の民生委員の氏名が知られることとなっている。民生委員の電話番号については、民生委員への相談を希望する地域住民に対しても、民生委員の了承がなければ伝えておらず、本件についても伝えていない。</p> <p>よって、非開示情報2のうち民生委員の氏名については、本号ただし書アに該当するが、その電話番号については、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>ウ 非開示情報3について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報3には、保証会社及び医療機関の担当者の氏が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>ア 非開示情報4のうち別表1①に示す部分について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1①に示す部分には、実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動が記録されていた。</p> <p>実施機関は、これらの情報は関係機関から得られた情報であり、これらの情報を開示することで実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、今後協力が得られなくなるおそれがあるとして非開示としたと主張しているが、当該審査請求人以外の個人は関係機関ではないため、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれるとは認められない。また、これらの情報を開示することにより、審査請求人以外の個人と審査請求人の信頼関係が損なわれる可能性があるにしても実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれるとは認められない。</p> <p>よって、非開示情報4のうち別表1①に示す部分を開示しても、審査請求人に関する生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>イ 非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分には、神奈川県緑警察署（以下「緑警察署」という。）の職員及び横浜市の職員の氏が記録されていた。これらの情報を開示しても生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>ウ 非開示情報4のうち別表3に示す部分について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表3に示す部分には、審査請求人から依頼を受けた弁護士（以下「本件弁護士」という。）からの電話の記録及び実施機関と緑警察署とのやり取りが記録されていた。このうち、本件弁護士からの電話の記録は、本件弁護士が審査請求人に代わって発言しているものであり、審査請求人の認識と異なるとは考えられず、これらの情報を開示しても、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。</p> <p>また、実施機関と緑警察署とのやり取りについては、審査請求人から緑警察署に相談が</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2963</p>	<p>寄せられ、その内容について緑警察署の職員が実施機関に事実確認を行った際の電話や協議の記録である。これらの情報は審査請求人が当然に知っているはずの事実が記録されており、これらの情報を開示しても、今後、緑警察署が実施機関に対して非協力的になるとは考え難い。</p> <p>よって、別表3に示す部分を開示しても生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>エ 非開示情報4のうち別表1から別表3までを除く部分について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1から別表3までを除く部分には、実施機関が生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過が記録されており、関係機関としてはその内容が審査請求人に開示されるとは想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号本文に該当する。</p> <p>オ 非開示情報5から非開示情報7までについて</p> <p>(ア) 当審査会が見分したところ、非開示情報5には、訪問頻度に係る格付結果を記録した訪問格付及びその根拠が、非開示情報6及び非開示情報7のうち別表4に示す部分を除く部分には、担当ケースワーカー等の審査請求人に関する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容が詳細に記録されていた。</p> <p>これらの情報は、実施機関が生活保護事務を進めるに当たり、本人の認識と異なり、本人が必ずしも受容することができない内容も含めて、担当ケースワーカー等の本人に対する率直な評価、判定、所見等を詳細に記録したものであると認められる。したがって、これらの情報を審査請求人に開示すると、担当ケースワーカー等に対して、不信感や不満を抱くなど、実施機関との信頼関係が損なわれ、実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号本文に該当する。</p> <p>(イ) これに対し、非開示情報7のうち別表4に示す部分には、客観的事実又は生活保護事務を行うにあたっての一般的な心構えが記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>カ 非開示情報8について</p> <p>当審査会が見分したところ、非開示情報8には、厚生労働省が定めている高齢者世帯、母子世帯といった世帯の種別が記録されており、これらの情報は、担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報である。これらを開示しても審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。</p> <p>《条例第22条第7号の該当性を否認した部分の同条第3号の該当性について》</p> <p>ア 当審査会が条例第22条第7号に該当しないと判断した非開示情報4のうち別表1及び別表2に示す部分について、当審査会は、同条第3号の該当性を次のように判断する。</p> <p>イ 当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1①に示す部分には、実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ 当審査会が見分したところ、非開示情報4のうち別表1②及び別表2に示す部分には、緑警察署の職員及び横浜市の職員の氏名が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。</p> <p>次に、本号ただし書について検討する。</p>

答申 番号	判断の要旨																																	
2963	<p>(ア) 別表1②に示す部分の緑警察署の職員の氏であるが、警察職員の氏名についてはその職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員の氏については、いかなる媒体においても公表されておらず、今後、公表される予定もないことから、本号ただし書アに該当しない。</p> <p>(イ) これに対し、別表2に示す部分の緑警察署の職員の氏については、県内で一般的に流通している新聞の人事異動記事に掲載されており、慣行として公にされている情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。また、別表2に示す部分の横浜市の職員の氏については、横浜市職員録に掲載されている情報であり、慣行として公にされている情報であると認められることから、本号ただし書アに該当する。</p> <p>その他、審査請求人は「非開示部分について個別に理由が説明されていない」と主張するが、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書によると、非開示とする部分について個別に説明されており、実施機関の記載に不備があったとは認められない。</p> <p>別表1 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同条第3号該当を理由に是認した部分</p> <table border="1" data-bbox="225 672 1474 1892"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="225 672 1474 728">① 審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動の記録</th> </tr> <tr> <th data-bbox="225 728 454 772"></th> <th data-bbox="454 728 774 772">文書名</th> <th data-bbox="774 728 1474 772">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 772 454 1646" rowspan="7">ケース記録のうち ケース記録票</td> <td data-bbox="454 772 774 974">H29.12.25 記載の頁</td> <td data-bbox="774 772 1474 974">35頁目の13行目から29行目までの非開示とした部分全て、36頁目の非開示とした部分全て及び37頁目の1行目から15行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 974 774 1064">H30.1.5 記載の頁</td> <td data-bbox="774 974 1474 1064">45頁目の1行目から9行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1064 774 1153">H30.1.16 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1064 1474 1153">47頁目の4行目から18行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1153 774 1254">H30.1.17 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1153 1474 1254">47頁目の21行目から24行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1254 774 1355">H30.1.19 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1254 1474 1355">50頁目の14行目から15行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1355 774 1556" rowspan="2">H30.1.26 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1355 1474 1456">50頁目の20行目から21行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 1456 1474 1556">50頁目の22行目から25行目までの非開示とした部分全て及び51頁の1行目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1556 774 1646">H30.8.21 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1556 1474 1646">105頁目の1行目から10行目までの非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <th colspan="3" data-bbox="225 1646 1474 1702">② 緑警察署の職員の氏</th> </tr> <tr> <th data-bbox="225 1702 454 1747"></th> <th data-bbox="454 1702 774 1747">文書名</th> <th data-bbox="774 1702 1474 1747">該当箇所</th> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1747 454 1892" rowspan="2">ケース記録のうち ケース記録票</td> <td data-bbox="454 1747 774 1803">H30.8.6 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1747 1474 1803">104頁目の6行目の7文字目から9文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1803 774 1892">R1.5.21 記載の頁</td> <td data-bbox="774 1803 1474 1892">145頁目の12行目の11文字目から18文字目まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 面接記録票を1頁目とする。 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。 	① 審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動の記録				文書名	該当箇所	ケース記録のうち ケース記録票	H29.12.25 記載の頁	35頁目の13行目から29行目までの非開示とした部分全て、36頁目の非開示とした部分全て及び37頁目の1行目から15行目までの非開示とした部分全て	H30.1.5 記載の頁	45頁目の1行目から9行目までの非開示とした部分全て	H30.1.16 記載の頁	47頁目の4行目から18行目までの非開示とした部分全て	H30.1.17 記載の頁	47頁目の21行目から24行目までの非開示とした部分全て	H30.1.19 記載の頁	50頁目の14行目から15行目までの非開示とした部分全て	H30.1.26 記載の頁	50頁目の20行目から21行目までの非開示とした部分全て	50頁目の22行目から25行目までの非開示とした部分全て及び51頁の1行目	H30.8.21 記載の頁	105頁目の1行目から10行目までの非開示とした部分全て	② 緑警察署の職員の氏				文書名	該当箇所	ケース記録のうち ケース記録票	H30.8.6 記載の頁	104頁目の6行目の7文字目から9文字目まで	R1.5.21 記載の頁	145頁目の12行目の11文字目から18文字目まで
① 審査請求人以外の個人とのやり取り及び審査請求人以外の個人の言動の記録																																		
	文書名	該当箇所																																
ケース記録のうち ケース記録票	H29.12.25 記載の頁	35頁目の13行目から29行目までの非開示とした部分全て、36頁目の非開示とした部分全て及び37頁目の1行目から15行目までの非開示とした部分全て																																
	H30.1.5 記載の頁	45頁目の1行目から9行目までの非開示とした部分全て																																
	H30.1.16 記載の頁	47頁目の4行目から18行目までの非開示とした部分全て																																
	H30.1.17 記載の頁	47頁目の21行目から24行目までの非開示とした部分全て																																
	H30.1.19 記載の頁	50頁目の14行目から15行目までの非開示とした部分全て																																
	H30.1.26 記載の頁	50頁目の20行目から21行目までの非開示とした部分全て																																
		50頁目の22行目から25行目までの非開示とした部分全て及び51頁の1行目																																
H30.8.21 記載の頁	105頁目の1行目から10行目までの非開示とした部分全て																																	
② 緑警察署の職員の氏																																		
	文書名	該当箇所																																
ケース記録のうち ケース記録票	H30.8.6 記載の頁	104頁目の6行目の7文字目から9文字目まで																																
	R1.5.21 記載の頁	145頁目の12行目の11文字目から18文字目まで																																

答申番号	判断の要旨																												
2963	別表2 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同号にも同条第3号にも該当しないことから開示すべきと判断した部分																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 241 778 293">文書名</th> <th data-bbox="778 241 1474 293">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 293 778 344">H30.1.4 記載の頁</td> <td data-bbox="778 293 1474 344">41頁目の4行目の24文字目から33文字目まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 344 778 495" rowspan="2">H30.1.19 記載の頁</td> <td data-bbox="778 344 1474 441">49頁目の9行目の34文字目から行末まで及び10行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="778 441 1474 495">50頁目の13行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 495 778 546">H30.1.26 記載の頁</td> <td data-bbox="778 495 1474 546">50頁目の19行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 546 778 598">H30.4.13 記載の頁</td> <td data-bbox="778 546 1474 598">76頁目の7行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 598 778 649">H30.5.28 記載の頁</td> <td data-bbox="778 598 1474 649">82頁目の3行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 649 778 701">H30.6.25 記載の頁</td> <td data-bbox="778 649 1474 701">89頁目の9行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 701 778 752">H30.7.24 記載の頁</td> <td data-bbox="778 701 1474 752">97頁目の19行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 752 778 804">H30.9.7 記載の頁</td> <td data-bbox="778 752 1474 804">110頁目の1行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 804 778 855">H30.11.29 記載の頁</td> <td data-bbox="778 804 1474 855">116頁目の19行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 855 778 907">H30.12.20 記載の頁</td> <td data-bbox="778 855 1474 907">120頁目の20行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 907 778 987">R1.5.21 記載の頁</td> <td data-bbox="778 907 1474 987">145頁目の12行目の1文字目から10文字目まで及び13行目の非開示とした部分全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 987 778 1039">R1.6.14 記載の頁</td> <td data-bbox="778 987 1474 1039">150頁目の7行目の非開示とした部分全て</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	該当箇所	H30.1.4 記載の頁	41頁目の4行目の24文字目から33文字目まで	H30.1.19 記載の頁	49頁目の9行目の34文字目から行末まで及び10行目の非開示とした部分全て	50頁目の13行目の非開示とした部分全て	H30.1.26 記載の頁	50頁目の19行目の非開示とした部分全て	H30.4.13 記載の頁	76頁目の7行目の非開示とした部分全て	H30.5.28 記載の頁	82頁目の3行目の非開示とした部分全て	H30.6.25 記載の頁	89頁目の9行目の非開示とした部分全て	H30.7.24 記載の頁	97頁目の19行目の非開示とした部分全て	H30.9.7 記載の頁	110頁目の1行目の非開示とした部分全て	H30.11.29 記載の頁	116頁目の19行目の非開示とした部分全て	H30.12.20 記載の頁	120頁目の20行目の非開示とした部分全て	R1.5.21 記載の頁	145頁目の12行目の1文字目から10文字目まで及び13行目の非開示とした部分全て	R1.6.14 記載の頁	150頁目の7行目の非開示とした部分全て
	文書名	該当箇所																											
	H30.1.4 記載の頁	41頁目の4行目の24文字目から33文字目まで																											
	H30.1.19 記載の頁	49頁目の9行目の34文字目から行末まで及び10行目の非開示とした部分全て																											
		50頁目の13行目の非開示とした部分全て																											
	H30.1.26 記載の頁	50頁目の19行目の非開示とした部分全て																											
	H30.4.13 記載の頁	76頁目の7行目の非開示とした部分全て																											
	H30.5.28 記載の頁	82頁目の3行目の非開示とした部分全て																											
	H30.6.25 記載の頁	89頁目の9行目の非開示とした部分全て																											
	H30.7.24 記載の頁	97頁目の19行目の非開示とした部分全て																											
	H30.9.7 記載の頁	110頁目の1行目の非開示とした部分全て																											
	H30.11.29 記載の頁	116頁目の19行目の非開示とした部分全て																											
	H30.12.20 記載の頁	120頁目の20行目の非開示とした部分全て																											
R1.5.21 記載の頁	145頁目の12行目の1文字目から10文字目まで及び13行目の非開示とした部分全て																												
R1.6.14 記載の頁	150頁目の7行目の非開示とした部分全て																												
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 面接記録票を1頁目とする。 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。 																													
別表3 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同号に該当しないことから開示すべきと判断した部分（非開示情報4に係る部分）																													
ケース記録のうち ケース記録票	H29.12.18 記載の頁	35頁目の2行目から8行目まで																											
	H30.8.6 記載の頁	104頁目の6行目の1文字目から6文字目まで及び10文字目並びに7行目から10行目までの非開示とした部分全て																											
	R1.5.21 記載の頁	145頁目の9行目から11行目までの非開示とした部分全て																											
	R1.6.14 記載の頁	150頁目の8行目から9行目までの非開示とした部分全て																											
<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 面接記録票を1頁目とする。 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数える。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。 																													
別表4 条例第22条第7号該当を理由とする非開示を、同号に該当しないことから開示すべきと判断した部分（非開示情報7に係る部分）																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="778 2016 1023 2107">文書名</th> <th data-bbox="1023 2016 1474 2107">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	文書名	該当箇所																										
文書名	該当箇所																												

答申番号	判断の要旨		
2963	ケース記録のうち 開始記録票(単身用)	5 援助方針	「援助方針」欄の非開示とした部分全て 「留意事項」欄の非開示とした部分全て(欄外の記載は除く。)

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例(抜粋)

横浜市個人情報の保護に関する条例

(開示しないことができる保有個人情報)

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(第1号及び第2号省略)

(3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第4号から第6号まで省略)

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881